

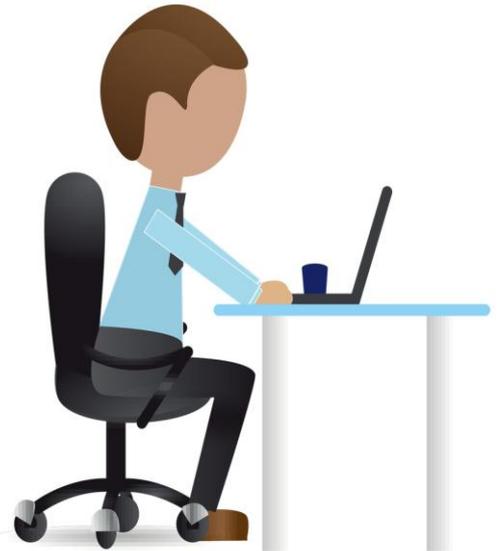
## 知らない間にインターネット回線契約が成立！？

### 相談事例1

複数の光回線事業者の商品を比較検討しようと思い、ある事業者に利用料金等について問い合わせた。その際、名前と住所を告げたところ、その事業者から「契約内容のご案内」という封書が届き、利用開始日や支払方法が記載された書面が同封されていた。問い合わせただけで、契約した覚えは全くない。

### 相談事例2

「今契約しているプロバイダより、必ず安くなるから乗り換えませんか」と電話で勧誘され、承諾した。その後、業者の電話による指示に従い、パソコンでプロバイダのホームページ画面を開くと、遠隔操作でプロバイダの変更が行われた。変更後、これまで契約していたプロバイダの料金を確認すると、新しい契約先のほうが高額になることが分かった。解約を申し出たが「きちんと説明している。解約には、違約金1万5千円が必要」と言われた。



## アドバイス

☞ 通信回線契約はクーリング・オフできません！

通信回線契約は、クーリング・オフの規定が適用されません。契約期間が定められている場合、途中での解約には解除料が発生することも多くあります。勧誘されるまま安易に契約せず、契約内容を十分検討してから判断しましょう。また、光回線の商品販売は代理店を通じて行われることも多く、複雑です。勧誘を受けた際には、どこの回線事業者の商品であるかをきちんと確認しましょう。

☞ 強引な勧誘には毅然とした対応を！

「回線使用料が安くなる」とか「通信速度が速くなる」などと、電話や訪問による強引な勧誘を受けた、勝手に契約したことになっていた、との相談が寄せられています。事例のように「問合せ」をただけで契約が成立することはありませんが、そうした際のやりとりや勧誘時に口頭で回答した内容を根拠として、契約成立を強く主張する事業者もあるようです。勧誘に対してあいまいな返事はせず、不要である場合は、毅然とした態度で断りましょう。「今より安くなる」などと勧誘されても、契約前に契約内容に関する書面を求め、はっきり理解できなければ、承諾しないでください。

光回線については、顧客獲得競争が激しく、強引な勧誘に関する相談が寄せられています。不審な点やお困りのことがあった際には、消費生活センターにご相談ください。

クーリング・オフができないからと言ってあきらめずにお早めに消費生活センターにご相談ください。

## イベントのお知らせ

### ■南多摩五市連携消費生活講座を開催します

誰にでも、相続、保険、お墓、お葬式などの心配事があります。人生のエンディングを考えることは「不安解消」のためだけでなく、「これからの人生をどう生きるか」を考えるきっかけとなります。しかしながら、なかなか人には聞きづらい方が多いのではないのでしょうか。

この講座では、主に『生前整理』についてお話をさせていただきます。

「最期まで自分らしく」過ごすために必要な準備を、今から考えてみませんか？

**日時** 平成27年2月12日(木) 午後1時30分開場、  
午後2時30分開演(午後4時 終了予定)

**会場** 日野市民会館(ひの煉瓦ホール) 小ホール

**対象** 八王子市内在住・在勤・在学の方 **定員** 40名(八王子市枠・先着順)

**申込方法** 電話、FAX または直接、消費生活センターへ。FAX 送信時は、「終活」と氏名・電話番号をご記入ください。



(講師)

一般社団法人日本エンディングサポート協会  
佐々木 悦子(ささき えつこ)氏

### ■講演会「人生いかによく生き よく死ぬか～手ごたえのある人生とは～」を開催します

**日時** 平成27年2月21日(土) 午後6時開場、  
午後6時30分開演(午後8時30分 終了予定)

**会場** 八王子市学園都市センター 12階 イベントホール

**対象** 都内在住・在勤・在学の方 **定員** 200名(先着順)

**申込方法** 電話、FAX または直接、消費生活センターへ。FAX 送信時は、「人生」と氏名・電話番号をご記入ください。

## 八王子市消費生活センター

相談受付日時：月～土曜日(祝日・年末年始を除く)  
午前9時～午後4時30分



(相談専用電話) **042-631-5455**

\*相談は無料、秘密は厳守します。

\*土曜日にお越しの際は、事前に電話連絡をお願いします。

八王子市消費生活センター

〒192-0082 東町5-6 クリエイトホール 地下1階  
☎631-5456 FAX643-0025